解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

大分県日田市天瀬町湯山一一四五番地一の二

株式会社山の音

代表清算人　古賀　信寿

解散公告

当社は、平成二十九年九月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

沖縄県那覇市おもろまち三丁目六番二一号

モンドール六〇一　有限会社ブライド

代表清算人　新　英昭

解散公告

当社は、平成二十九年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

沖縄県石垣市浜崎町一丁目二番地六パティオ石垣一階

株式会社沖縄共立メンテナンス

代表清算人　山田　滋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年七月七日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一三番七号代官山Yビル二階

医療法人社団東京ブリティッシュクリニック

清算人　サイモンズゲーブリエル

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月一日付で社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

東京都大田区池上七丁目六番一〇号ヴィクトワール池上二〇一　医療法人社団松栄会

清算人　小松　綠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

神奈川県座間市相模が丘一丁目二八番八号

医療法人社団山下整形外科

清算人　山下　紘子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月十五日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十九年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

滋賀県大津市神領三丁目二一番二号上勘ビル一階

医療法人真和会若松医院

清算人　若松真千子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年八月三十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

福岡県京都郡みやこ町犀川本庄六四六番地

清算法人伊良原土地改良区

代表清算人　長野　光憲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに平成二十九年八月四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

熊本県菊池郡菊陽町光の森四丁目四番地一

医療法人社団武蔵会

清算人　笹原　駿

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月三十日開催の責任役員会の決議並びに京都府知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月六日

京都市下京区万寿寺通り猪熊東入柿本町六八四番地

宗教法人英鏡院

清算人　水谷　諦陽

配当公告

北海道常呂郡訓子府町字日出一八番地一〇、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町字豊坂一五番地四　破産者　齊藤　政市

右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十八年（フ）第八十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八二、四五七、三六三円

一、配当をすることができる金額

金四〇、七四二、一一九円

平成二十九年十月六日

北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階　横田大樹法律事務所

破産管財人　弁護士　横田　大樹

配当公告

富山県黒部市宇奈月温泉二四三番地の二

破産者　有限会社小柳館

右の者に対する富山地方裁判所平成二十八年（フ）第一二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、九七〇、三四一、〇四九円

（内優先的破産債権額

金二六、五九一、二六七円）

一、配当することのできる金額

金二三、三八五、九一三円

（内優先的破産債権額

金二三、三八五、九一三円）

平成二十九年十月六日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産者管財人　栗本　正貴

配当公告

三重県いなべ市員弁町東一色八四七番地の三

破産者　株式会社ナック

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十七年（フ）第一九九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七三、八〇五、九七一円

一、配当することのできる金額

金一一、〇五六、三七三円

平成二十九年十月六日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階

破産管財人　弁護士　山本　伊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市館山下町二〇番地二四、最後の住所北海道山越郡長万部町字大浜七五番地一三　はまなす第2団地五六号室

被相続人　亡　宮下　昭博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日

事務所北海道函館市千歳町二四番一一号本間ビル三階

相続財産管理人　弁護士　木下　元章

第10期決算公告　平成29年9月19日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目5番22号

株式会社県民共済住宅

代表取締役　小川　光

貸借対照表の要旨（平成29年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,163,876
	固定資産	1,396,568
	合計	7,560,444
負債及び純資産の部	流動負債	4,447,195
	固定負債	458,404
	負債合計	2,654,845
	資本金	490,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	1,764,845
	その他利益剰余金	1,764,845
	（うち当期純利益）	（19,614）
	純資産合計	7,560,444